附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　令和元年度分のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画については、第一条の規定による改正後のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則様式第一にかかわらず、なお従前の例による。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

3　第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

○経済産業省令第三十三号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第七条及び第八条の規定に基づき、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年四月一日

経済産業大臣　梶山　弘志

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（鉱害防止積立金の算定基準） **第十五条**　法第七条第四項の経済産業省令で定める算定基準は、次の各号に定めるとおりとする。 一　坑道の坑口の閉そく事業にあつては、次の式により算定すること。 $a_1=\left(C_1\times\frac{l}{L}-T_1\right)\times\frac{y_1}{Y_1}$ この式において、a_1、C_1、l、L、T_1、y_1及びY_1は、それぞれ次の値を表すものとする。 a_1　当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額 C_1　鉱害防止事業に必要な費用の額 l　坑道が設置された年月（昭和四十八年七月一日前に設置された坑道にあつては、昭和四十八年七月）から坑道の使用終了予定年月までの月数 L　坑道が設置された年月から坑道の使用終了予定年月までの月数 T_1　当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額 y_1　十二（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあつては、当該年度の四月からその使用の終了を予定している月までの月数） Y_1　次の表の上欄に掲げる坑道に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数	（鉱害防止積立金の算定基準） **第十五条**　法第七条第四項の経済産業省令で定める算定基準は、次の各号に定めるとおりとする。 一　坑道の坑口の閉そく事業にあつては、次の式により算定すること。 $a_1=C_1\times\frac{l}{L}-T_1$ この式において、a_1、C_1、l、L、及びT_1は、それぞれ次の値を表すものとする。 a_1　当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額 C_1　鉱害防止事業に必要な費用の額 l　坑道が設置された年月（昭和四十八年七月一日前に設置された坑道にあつては、昭和四十八年七月）から当該年度末（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあつては、その使用を終了する月）までの月数 L　坑道が設置された年月から坑道の使用終了予定年月までの月数 T_1　当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額

令和二年四月一日前に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が令和二十二年三月以後であるもの（当該年度の四月一日が令和二十二年三月三十一日前である場合に限る。）	当該年度の四月から、令和二十二年三月までの月数
令和二年四月一日以後に設置された坑道であつて、当該坑道の使用終了予定年月が、当該坑道が設置された年月から起算して二百四十月を経過した年月から起算して二百四十月を経	当該年度の四月から、坑道が設置された年月から起算して二百四十月を経過したときは、当該年度の四月から当該年月までの月数

［新設］

［新設］